２　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

一　学科

| 科目 | | 時間 |
|---|---|---|
| 一般科目 | （略） | （略） |
| | 関係法規 | 五時間 |
| 専門科目 | （略） | （略） |
| | 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 十七時間 |
| | （略） | （略） |
| | 体内受精卵の処理及び保存 | 十六時間 |
| | （略） | （略） |

二　実習

| 科目 | 時間 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 四十五時間 |
| 体内受精卵の処理及び保存 | 五十時間 |
| （略） | （略） |

３　家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

一　学科

| 科目 | | 時間 |
|---|---|---|
| 一般科目 | （略） | （略） |
| | 関係法規 | 五時間 |
| 専門科目 | （略） | （略） |
| | 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 | 十七時間 |
| | （略） | （略） |
| | 体内受精卵の処理及び保存 | 十六時間 |
| | （略） | （略） |

２　家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

一　学科

| 科目 | | 時間 |
|---|---|---|
| 一般科目 | （略） | （略） |
| | 関係法規 | 三時間 |
| 専門科目 | （略） | （略） |
| | 人工授精 | 十七時間 |
| | （略） | （略） |
| | 体内受精卵の処理 | 十六時間 |
| | （略） | （略） |

二　実習

| 科目 | 時間 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 人工授精 | 四十五時間 |
| 体内受精卵の処理 | 五十時間 |
| （略） | （略） |

３　家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

一　学科

| 科目 | | 時間 |
|---|---|---|
| 一般科目 | （略） | （略） |
| | 関係法規 | 三時間 |
| 専門科目 | （略） | （略） |
| | 人工授精 | 十七時間 |
| | （略） | （略） |
| | 体内受精卵の処理 | 十六時間 |
| | （略） | （略） |